

1. 『佐賀県遺跡地図』で確認してください。

所が、周知の埋蔵文化財包蔵地内かどうか、判断できない場合は市町教育委員会にお問い合わせください。

※周知の埋蔵文化財包蔵地外でも工事（開発）途中で埋蔵文化財が発見される例がありますので、念のため、工事着工前に市町の教育委員会にお問い合わせください。



2. 市町の教育委員会へ届出を提出してください。

工事（開発）場所が、周知の埋蔵文化財包蔵地内である場合は、工事（開発）を行う60日前までに、市町教育委員会に届出を行ってください。



(1) 確認調査
工事（開発）範囲の一部を発掘調査し、埋蔵文化財が存在するかどうか確認します。

(2) 慎重工事
埋蔵文化財の状況と工事（開発）の内容から、周知の埋蔵文化財包蔵地であることを認識の上、慎重に工事（開発）を進めてください。

(3) 工事立会
工事（開発）対象地域が狭く、発掘調査ができない場合や、工事（開発）の内容が、埋蔵文化財を壊さない範囲で行われる場合など、文化財に影響を及ぼさないか確認するため市町教育委員会の文化財担当者が立ち会います。

(4) その他
埋蔵文化財を保存するための協議をお願いする場合があります。



工事（開発）の実施
工事（開発）に着手することができます。工事の途中で、埋蔵文化財を発見した場合は、埋蔵文化財を保護するため、市町教育委員会に御連絡をお願いします。

4. 確認調査（発掘調査）を実施します。

市町教育委員会が、埋蔵文化財の有無、埋蔵文化財の範囲、内容の把握を目的とした確認調査（発掘調査）を実施します。確認調査を要する費用については、原則として工事（開発）者の負担はありません。

(1) 埋蔵文化財が確認されなかった場合
工事（開発）を進めることができます。

(2) 埋蔵文化財が確認された場合
確認された埋蔵文化財の内容から工事（開発）が埋蔵文化財に影響を及ぼすかどうかを審査して、下記の通知を行います。



A. 慎重工事
埋蔵文化財の状況と、工事（開発）の内容から、周知の埋蔵文化財包蔵地であることを認識の上、慎重に工事（開発）を進めてください。

B. 工事立会
工事（開発）対象地域が狭く、発掘調査ができない場合や、工事（開発）の内容が、埋蔵文化財を壊さない範囲で行われる場合でも文化財に影響を及ぼさないか確認するために市町教育委員会の文化財担当者が立ち会います。

C. 本調査（発掘調査）
工事（開発）によって埋蔵文化財を現状のまま残すことができない場合には、本調査（発掘調査）を実施し、埋蔵文化財の記録を残すことになります。なお、本調査（発掘調査）で重要な埋蔵文化財が発見された場合は、保存のための協議をお願いする場合があります。※



工事（開発）の実施
工事（開発）に着手することができます。工事の途中で、埋蔵文化財を発見した場合は、埋蔵文化財を保護するため、市町教育委員会に御連絡をお願いします。

工事（開発）の実施
原則として工事（開発）に着手することができます。

※本調査（発掘調査）に必要な費用は、埋蔵文化財を損なう工事（開発）を計画した方に負担（原因者負担）をお願いしています。なお、個人の方が専用の住宅を建てられる場合の本調査については、公共団体の補助金で行われる場合があります。（詳しくは、市町教育委員会にお尋ねください。）